

(議院運営委員会)

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第八号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、国会職員について、一般職の国家公務員の育児休業制度の拡充に準じて、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げようとするものである。